

西宮市市民ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和5年3月13日改定

本ガイドラインは、西宮市市民ホール（会議室・練習室等諸室を含む）の運営にあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として施設管理者が実施する事項、施設利用者の皆様に対するお願いする事項を記したもので、個々の利用内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、本ガイドラインのほか、業種ごとのガイドラインを遵守してください。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、随時改定を行うため、取り扱いが変更になる場合があります。ご了承ください。

1 共通対策事項

施設管理者は、公演主催者等と協力・連携して施設利用に係る関係者（公演等の鑑賞のための来場者を含む）に以下の感染防止策を周知するとともに、必要となる措置を実施します。

- ・ 個々の判断により必要に応じた適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用
- ・ 手指消毒、手洗い、咳エチケットの励行
- ・ 十分な換気の徹底
- ・ 人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- ・ 来場者の人数管理、入場者数制限・誘導等入退場の際に密集を避けるための措置
- ・ 飲食時の適切な身体的距離の確保、及び調理・会食を伴う活動において飲食物を他者と共有しないこと
- ・ 各自分で検温を励行し、下記に該当する場合、来場を控えること
 - 検温の結果、発熱（37.5度以上、又は37.5度未満でも平熱より高い場合）があった場合や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性とされた者の濃厚接触者である場合

2 施設管理者が実施する対策

（1）利用者に向けた周知

- ・ 発熱、咳、喉の痛み等、体調不良時に来館を控えること
- ・ 必要に応じたマスクの着用

- ・ 感染リスクの高い高齢者等、他の来場者への配慮
- ・ 手指の消毒や手洗い、咳工チケットの励行
- ・ 人と人が触れ合わない程度の距離の確保

(2) 従事者に関する感染防止策

- ・ マスク着用、手指消毒、手洗いを行います。
- ・ 事務所内は常時換気を行い、感染防止に努めます。
- ・ 事務用品の共用は避ける他、必要に応じて手指消毒用の消毒液を設置します。
- ・ 日々の健康管理に努めるとともに、出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱（37.5度以上、又は37.5度未満でも平熱より高い場合）がある場合には自宅待機等の対応を行います。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>

(3) 施設内での感染防止策

- ・ 人と人が触れ合わない程度の距離の確保のほか、長時間の大きな声での会話の抑制を図ります。
- ・ 事務所窓口では換気を行うとともに、職員はマスク着用や手指消毒を行います。また、窓口対応待ちの列における密集対策を行います。
- ・ 空調設備による常時換気を行うほか、楽屋や会議室等では必要に応じて窓や扉の開放等による自然換気を図ります。
- ・ 必要に応じて窓口等に手指消毒用の消毒液を設置します。
- ・ 清掃の際は高頻度接触箇所を中心に消毒を行います。

※ なお、施設利用の際にご利用になった備品等の消毒については、各施設管理者の指示に従ってください。

(4) その他の感染防止策

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクや手袋を着用し、作業を終えた後は手洗い・消毒を行います。

3 公演等主催者が実施する対策

(1) 公演前の検討事項等

- ・ 「イベント開催時のチェックリスト」(兵庫県様式)をイベント当日までに作成し、ホー

ムページ・SNS・会場に掲示する等の方法で公表してください。

- ※チェックリストはイベント終了日から1年間保管してください。
- ・ 搬入・仕込み、リハーサル、来場者の入退場、休憩、撤収・搬出に十分な時間を取り、余裕のある公演時間を設定してください。
- ・ 当日の密対策のため、チケットの事前販売、指定席の導入等を検討してください。

(2) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場前の検温の励行のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 施設内でのマスクの着脱は個人の判断ですが、必要に応じて高齢者や持病のある方など感染リスクの高い来場者への配慮を促してください。
- ・ 入退場時の密集回避のため、余裕を持った入退場時間を設定し、時間差の入退場や導線の確保を行って下さい。
- ・ 休憩の際のトイレ待ちや入退場時のエレベーターなど、共用スペースでの密を避けるよう誘導してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・ 公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めてください。
- ・ 公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じてマスクの着用を依頼し、公演前後の手指消毒を励行してください。
- ・ 控室、楽屋等で不特定多数の触れやすい場所は必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・ 楽屋等においても、下記の通り感染防止策を実施してください。
 - 飲食時等マスクを外しての利用に際して、会話を抑制する等感染防止に努めてください。
 - 定期的な換気を行ってください。
 - 同時に入室する人数を制限する等、密を避けてください。

(4) 公演会場内の感染防止策

- ・ 会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒・清掃や換気等を適宜行ってください。
- ・ 座席は指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 会場の出入り口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。

(5) 物販

- ・ 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、密を避けて整列していただくようしてください。
- ・ 物販に従事する従業員は、必要に応じてマスクを着用するほか、手指消毒を行ってください。
- ・ 貸出物については消毒を行う等清潔に保ってください。

(6) 感染拡大防止策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 感染者に対応する際のマスクや手袋等の物品を準備してください。
- ・ 速やかに施設管理者へ連絡し、対応を協議してください。
- ・ 個人情報の保護の観点から、感染者の情報の取り扱いには十分注意してください。

4 公演以外の利用や、会議室・練習室等諸室利用者が実施する対策

感染予防のため、施設の利用にあたっては、共通対策事項のほか、以下の対策をお願いします。

- ・ 利用する施設の換気能力に応じ、1時間に2回以上窓や扉を開ける等、適切な換気を実施してください。
- ・ 飲食時は適切な距離を確保するとともに、マスクを外しての長時間の会話の抑制を図ってください。